

# 令和 7 年度岡山市におけるアルゼンチンアリ 対策業務委託（その 2）仕様書

令和 7 年 5 月

岡山市環境局環境部環境保全課

## 令和7年度岡山市におけるアルゼンチンアリ対策業務仕様書

### 1 委託業務の概要

#### 1. 1 委託業務の目的

アルゼンチンアリは南米原産とされるアリ類で、国内においては1993年に広島県廿日市市で初確認されて以降、全国各地で確認されている。本種は高い繁殖力を持ち、侵入地において在来アリ類を駆逐する等、生態系への影響を与えるほか、家屋侵入により住民に精神的苦痛をもたらす衛生害虫である。また、本種は生態系等に多面的な被害をもたらしていることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定されている。

平成24年に本市北区旭川沿いの地域において、本種の生息が確認されたことから、平成25年度より環境省により防除がなされてきた。令和5年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても、定着した特定外来生物の被害防止に努めることが責務となったことから、本市においても改めて現状を把握し、計画的かつ効果的に防除を進めていくことが必要となった。

本業務では、既知の分布域において計画的かつ効果的な防除を実施するとともに、既知の分布域周辺地域において生息状況及び分布状況の調査を行い、今後の防除とモニタリングを実施する上での基礎資料とすることを目的とする。

#### 1. 2 履行場所

岡山市北区二日市町ほか

4. 2 防除等業務については、別紙「岡山市アルゼンチンアリ業務地域図」のうち、分布域（防除実施地域）で防除を実施し、拡大調査地域においては生息調査等業務を実施すること。

#### 1. 3 委託期間

契約日から令和8年1月30日まで

### 2 委託業務の基本事項

#### 2. 1 総則

##### (1) 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い履行すること。

##### (2) 法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守すること。

##### (3) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た一切の事項を他人に漏らさないこと。

(4) 公益確保の義務

受託者は、業務の履行に当たり、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めること。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、監督員と協議すること。

(6) 資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(7) 成果品の確認

受託者は、成果品完成後に委託者の確認を受けること。成果品の確認において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正すること。

## 2. 2 現場管理

(1) 現場管理

業務責任者は、工程及び現場管理等を適切に行うこと。

また、業務の履行に当たり、監督員と事前に打合せ等を行うこと。

(2) 災害防止等

受託者は、業務の履行に当たり、従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

(3) 緊急時の処置

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

(4) あと片付け

履行完了に際しては、業務に関連する部分のあと片付けを行うこと。

## 3 提出書類

### 3. 1 提出書類

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。

なお、提出する書類の大きさは、特に指定のある場合を除き、A 4 判にて編集すること。

#### I 着手前に提出する書類

ア 委託業務着手届…………… 1 部

イ 業務責任者届 ..... 1 部

受託者は業務責任者を定め、書面により提出すること。

ただし、本市が不適當と認めた場合には改めて選任すること。

ウ 委託作業表 ..... 1 部

## II 委託期間中に提出する書類

委託報告書 ..... 1 部

成果品をとりまとめたもの。提出期限は本仕様書に従うこと。

## III 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書 ..... 1 部

### 3. 2 その他の書類

上記以外で、監督員から指示があった場合は、書類作成のうえ提出すること。

## 4 業務詳細

### 4. 1 事前準備等

受託者は、業務の履行に当たり、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、要点を確認した上で実施方針や作業工程等について検討を加えること。また、問題点及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と打合せを行うこと。

### 4. 2 防除等業務

#### (1) 分布域（防除実施地域）における防除

別紙の分布域（防除実施地域：約 33ha）の道路上 5 m 間隔を基本として、道路の両側にベイト剤（合計 3,000 個／回程度）を飛散しないよう両面テープで固定して設置し、その 1 か月後に回収する。

この際、アルゼンチンアリの目視調査を並行して実施し、巣や個体を発見した場合は目撃場所を地図上に記録するとともに、液剤を巣や個体の体表に散布する。

ベイト剤の設置および回収は、「表 1. 防除実施地域における防除スケジュール」のとおりとし、ベイト剤は 1 月ごとに交換すること。

河川沿いについては、アルゼンチンアリの目視による探索を実施し、巣や個体を発見した際には同様に記録するとともに、液剤を巣や個体の体表に散布する。

なお、4. 2 (1) の防除業務における河川沿いの液剤散布については、6～9 月までとし、10 月は、ベイト剤を確認地点周辺に多めに設置すること

表 1. 防除実施地域における防除スケジュール

| 時期    | ベイト剤 |    | 目視調査 | 液剤散布 |      |
|-------|------|----|------|------|------|
|       | 設置   | 回収 |      | 内陸   | 河川沿い |
| 6 月頃  | ○    |    | ○    | ○    | ○    |
| 7 月頃  | ○    | ○  | ○    | ○    | ○    |
| 8 月頃  | ○    | ○  | ○    | ○    | ○    |
| 9 月頃  | ○    | ○  | ○    | ○    | ○    |
| 10 月頃 | ○    | ○  | ○    | ○    |      |
| 11 月頃 |      | ○  | ○    | ○    |      |

また、作業予定については、実施の 2 週間前までに、委託者に連絡すること。

なお、調査時は、委託者が提供する腕章を着用すること。

## (2) 拡大調査地域におけるモニタリング調査

防除等業務の範囲外における生息分布の拡大状況を把握するため、別紙の拡大調査地域（約 53ha）の車道沿い等を中心に目視調査及びモニタリング用トラップ（粘着トラップを想定。以下、「トラップ」という。）を設置、回収するとともに、目視調査を実施する。また、(2) の調査は 6～7 月の間に、(1) の防除とは別の日に 1 回実施すること。

トラップ調査は拡大調査範囲に 400～500 ヶ所程度を車道沿いにまんべんなく配置することとし、トラップ設置地点情報を入れた環境を撮影、GPS により位置情報を取得したうえでトラップを設置する。また、設置から 3 日後にトラップを回収することとし、その際、トラップ及びトラップ番号が分かるように接写する。トラップに付着したアルゼンチンアリを発見した場合は、トラップと地点番号を小型チャック袋に入れ、そこに少量のエタノールを注入して現地死滅させたうえで持ち帰る。持ち帰った後、捕獲数の集計と、種類ごとの同定（新女王アリ、オスアリ、働きアリ）を行う。

目視調査はトラップの設置地点沿いの車道とその周辺地域を徒歩により実施する。アルゼンチンアリを発見した場合は、発見地点を GPS により位置情報を取得し、写真撮影ののち、(1) と同様に液剤による防除を行う。

GPS 地点情報及び目視調査結果を地図上に図示するとともに、表計算ファイルに整理する。調査実施日ごとに調査終了後の 2 週間以内に委託者に報告すること。詳細については、委託者と協議すること。

なお、調査時は、委託者が提供する腕章を着用すること。

### (3) ベイト剤等の購入等

上記(1)(2)に係るベイト剤、粘着トラップ、液剤、チャック袋、70%エタノール等については、受託者が準備すること。また、ベイト剤、粘着トラップ及び液剤については表3と同程度の仕様とする。

表3. 薬剤の仕様

| 薬 剤    | 仕 様                               |
|--------|-----------------------------------|
| ベイト剤   | アルゼンチンアリ ウルトラ巣ごと退治（フマキラー株式会社）     |
| 粘着トラップ | 調査用 PP トラップ（S） 1 袋 50 枚（環境機器株式会社） |
| 液剤     | アルゼンチンアリ 巣ごと退治液剤 1.8L（フマキラー株式会社）  |

## 4. 3 報告書の作成

### (1) 報告書の作成

4. 2 (1) 及び (2) の結果について図表や写真等を用いてとりまとめ、報告書を作成すること。

また、アルゼンチンアリの生息状況に関するデータは次の事項に留意のうえ、整理すること。

#### ア 確認個体数

個体数を記録すること。また、個体数の把握が難しい場合は概数で記録すること。

#### イ 確認環境

4. 2 (1) (2) の防除等において、個体が確認された場所の周辺環境について記録すること。

### (2) 成果物の提出

提出成果品及び提出期限は、次のとおりとする。

なお、提出成果品に係る費用（紙代・印刷費・電子媒体費等）は全て受託者が負担するものとする。

#### ア 提出成果品

- ・ 本業務に係る報告書（紙媒体） 1 部
- ・ 報告書の電子データ（CD-R 等） 1 式
- ・ その他の電子データ（CD-R 等） 1 式

報告書の電子データについては、pdf ファイル及び編集可能なファイル形式（word、

excel 等) で納品すること。

イ 提出期限

令和8年1月23日まで

4. 4 その他

- (1) 本業務を実施する際、他の生物に影響がないよう配慮すること。
- (2) 本業務の実施にあたって、必要な手続きについては受託者が実施すること。
- (3) 委託者から指定された土地所有者等に対しては、調査実施前に連絡し、円滑な調査が行えるよう配慮すること。

5 参考図書

5. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる図書を参考とする。

ア アルゼンチンアリ防除の手引き

掲載サイト：[https://www.env.go.jp/nature//intro/3control/files/manual\\_argentine.pdf](https://www.env.go.jp/nature//intro/3control/files/manual_argentine.pdf)

イ 令和6年度第1回自然環境保全審議会

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/0000063566.html>

ウ 岡山市生物多様性地域戦略

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015918.html>

5. 2 上記以外の図書等

上記以外の図書又は事例を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。